

## 南越前町告示第25号

### 南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、南越前町への定住を促進するため、南越前町に居住し遠方の勤務地に高速自動車国道（以下「高速道路」という。）を利用して通勤する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、南越前町補助金等交付規則（平成17年南越前町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 南越前町に住所を有し、当該年度4月1日において65歳以下の勤務者であること
- (2) 通勤時に高速道路を電子料金収受システム（以下「ETC」という。）によって利用し、高速道路利用料金をETCカードにて支払うこと
- (3) 町税等を滞納していないこと
- (4) 申請者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

#### (補助対象高速道路区間)

第3条 補助金の交付対象となる高速道路区間は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住地最寄りのインターチェンジ（以下「IC」という。）と勤務地最寄りのICとの区間内であること
- (2) 勤務地最寄りのICは、福井IC以北、木之本IC以南又は若狭美浜IC以西であること

#### (補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、毎年4月1日から当該年度の3月31日までの1年間とする。この場合において、4月1日から9月30日までの期間を前期、10月1日から3月31日までの期間を後期として、2回に分けて補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、片道1回当たり50円とし、月2,000円、年2万4,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金資格認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 就労状況及び通勤先証明書(様式第2号)
- (2) 町税等の滞納がないことがわかる証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金資格認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の資格認定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 前条の資格認定を受けた者(以下「交付申請者」という。)は、前期及び後期それぞれの期間終了後2週間以内に、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)に当該申請期間に係る関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 町長は、前条の実績報告書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付申請者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金資格認定取消

通知書(様式第5号)により、補助金の資格認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽その他不正行為により資格認定を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の資格認定の決定を取り消したときは、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金返還命令書(様式第6号)により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。